

かわら版 号外

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階 TEL.011-213-1313

発行人 高橋 修一 / 発行所 事務局 / 編集 竹田 匡

介護新聞 2014年(平成26年)10月16日に本会の政策提言に関する取組みが掲載されました。

生活困窮者自立支援法で政策提言
対象者把握、社会福祉士配置求める
道社会福祉士会
道社会福祉士会は2015年度施行される生活困窮者自立支援法について、道と道内全

市に提言書を提出した。同会は13年度に生活困窮者支援委員会を設置し、支援体制の在り方などを検討。道内福祉事務所の体制整備状況、生活困窮者の実態・課題把握に向けて5月から6月にかけて行ったアンケート調査結果

から、生活困窮者把握の難しさや体制づくりの進んでいない状況が明らかになり、政策提言3項目をまとめた。生活困窮者数が不明・把握できていない福祉事務所は6割に上り、アウトリーチも含まれた積極的な対象者把握に努める必要性を指摘。対象者把握では同会会員のネットワーク活用も提案した。専門職等人材確保では約半数の福祉事務所が課題ととらえ、社会福祉士配置について「未定・予定なし」が9割超に上ったため、自

立相談支援事業の支援員に社会福祉士配置を求めた。課題解決や社会資源開発など関係機関・団体との協議の場(協議会)設置や、協議会への同会会員の参画に配慮するよう呼びかけた。

本会では、昨年度より生活困窮者支援委員会を発足し、様々な形での「生きづらさ」を抱える生活困窮者への支援として、何ができるのかを検討し、『福祉何でも相談会』を全道一斉に開催するに至りました。

平成25年12月に成立し、いよいよ次年度4月から施行される生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)の施行にあたり、法の目的である、「生活困窮者の自立の促進」に向け、道内の福祉事務所における体制の整備状況を把握するとともに、生活困窮者の実態と課題を把握すべく、アンケート調査を実施しました。

生活困窮状態が固定することなく、かつ、世代間連鎖することがないように、道内の生活困窮者の自立の促進を図るため、適切な法の執行に向け、大きく3つの事項について、政策提言を行いました。

(提言1)

積極的な対象者の把握(アウトリーチ)に努める

(提言2)

自立相談支援事業における社会福祉士の配置

(提言3)

関係職能団体及び関係機関(団体)との協議の場の設置

詳しくは、本会のホームページをご覧ください。